

# さつま町民間賃貸住宅改修事業補助金

既存の民間賃貸住宅の改修を支援します。

期間限定事業  
令和11年3月31日まで

この補助金は、町内にある既存の民間賃貸住宅の機能性、安全性、居住性を向上するための改修を支援することで若者や、子育て世代等の定住人口の増加と地域経済の活性化を図るものです。

## 【民間賃貸住宅】

各戸において、個人又は法人との賃貸借契約の締結により入居される住宅として、建築基準法に規定する長屋、共同住宅又は店舗併用共同住宅等の複合住宅（寄宿舎及び下宿を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

- ① 建築基準法、その他関係法令の基準に適合するものであること。
- ② 組立て式仮設建築物等の簡易なものではないこと。

## 【補助対象者】

町内にある賃貸住宅の改修を行う個人又は法人で、次のいずれにも該当する者

- ① 国、県又は町の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- ③ 破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- ④ 納期の到来している町税等を滞納していないこと。

## 【補助内容】

交付要件	補助金額(補助率)	上限額
経年劣化した機能を実用上支障のない状態まで回復させ、従前の機能水準以上に改善するもので、補助対象住宅の住戸部分に係る改修費用が1戸あたり50万円以上を要すること。(工事内容は裏面参照)  ・1棟2戸以上の共同住宅であること。 ・昭和56年6月1日以降に着手した賃貸住宅で耐震性が確認されていること。 (昭和56年5月31日以前に着手したもののうち、あわせて耐震改修工事を実施する場合はこの限りでない。) ・建築後10年を経過した賃貸住宅であること。 ・各戸に玄関、台所、便所、浴室及び居室が設置されていること。	(注1) 町内業者施工の改修工事費 改修費用の <b>2分の1</b>  (注2) 町外業者施工の改修工事費 改修費用の <b>3分の1</b>  ※補助金の額は千円単位とし、端数がある場合はこれを切り捨てる。	500万円

(注1) 町内業者とは 町内に本社又は営業所等の事業所を有する法人若しくは町内に住所を有し、かつ、現に居住している個人業者

(注2) 町外業者とは 町内業者以外の者

## 【お問い合わせ先】 さつま町役場 産業・定住支援室 移住定住係

電話:0996-26-1823(直通) FAX:0996-52-3514

メール:pr-teijyuu@satsuma-net.jp

住所:〒895-1803 さつま町宮之城屋地1565-2



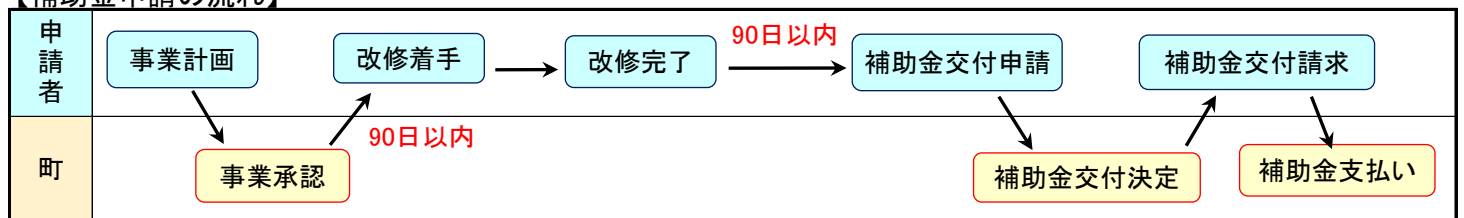
民間賃貸住宅改修補助金

補助金の詳細な内容や申請様式は、町のホームページにも掲載しております。

別表(第5条関係)

	工事等	内 容
1	屋根等の改修	① 瓦等の葺替え、下地修繕・補修、仮設足場 ② 瓦等の塗替え ③ 防水改修(塗膜防水等)
2	外壁等の改修	① 外壁材の張替え、モルタル塗替え、下地修繕・補修 ② 塗装塗替え、仮設足場 ③ 玄関廻りの段差解消・手すり等の設置
3	内部床等の改修	① 床・畳・シート張替え、下地板・根太等修繕・補修 ② 屋内の段差解消・床の嵩上げ等の改修・修繕 ③ フローリング化、畳(床板)から床板(畳)等への張替え ④ 床断熱改修
4	内部天井・壁等の改修	① 天井材の張替え、下地補修・天井塗装の塗替え ② 壁材の張替え、下地補修、塗壁・壁紙・合板張替等の模様替え ③ 内外建具・ガラス取替え及び設置 ④ 天井・壁の断熱改修
5	廊下・階段等の改修	① 廊下・階段の幅拡幅改修 ② 手すり等の改修・模様替え ③ 階段昇降機の設置・改修
6	居室等の改築, 間取りの変更等の改修	① 居室等の改修に伴う増築・改築 ② 台所の改修・模様替え ③ 便所・浴室・洗面所等の改修・模様替え
7	簡易耐震改修(部分的な改修を含み耐震性が向上するもの)	① 壁の補強又は補強壁の設置(各階各方向) ② 構造耐力上主要な部分の接合金物の設置 ③ 火打ち梁等の設置 ④ 上記①～③までのほか耐震性の向上が認められるもの
8	電気・給排水の設備	① 上記の1～7までの工事に関連する電気・給排水工事 ② 火災防止のための老朽化した電気配線及びコンセント取替工事 ③ 住宅用火災警報器の新設、取替え

【補助金申請の流れ】



※一度に改修できない住宅は2回まで申請可能です。

※本事業の期間内に補助金交付決定を受ける必要があります。

※補助事業者は補助金の交付日から起算して5年間賃貸住宅の利用状況(毎年12月31日現在の入居状況)を報告していただくことになります。(必要がある場合は、その都度調査・報告を求めることがあります。)

【補助金の返還】……補助金の取消・返還を命ずることがあります。

- 虚偽の申請等をした場合 **全額**
- 補助金の交付決定日から5年以内に改修した賃貸住宅を取り壊したり、他者へ譲渡した場合 **全額**
- 補助事業の目的に反して使用した場合 **全額**